



埼労発基 0821 第 1 号

令和 8 年 8 月 21 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 殿

埼玉労働局長

田平 浩二

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、埼玉県労働組合連合会及び生協労連コープネットグループ労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

2026 年 8 月 19 日

埼玉労働局長 田平 浩二 様

埼玉県労働組合連合会

議長 藤田 省吾

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11-2F

2026 年度埼玉地方最低賃金審議会の答申に対する異議

1. はじめに

埼玉地方最低賃金審議会は、8 月 5 日に現在の 1141 円から 55 円引き上げる「時給 1196 円」を答申しました。

今年の埼玉地方審議会では、10 月改定に間に合わせるための審議日程を組み、他の地方審議会よりも審議時間を確保したこと、ランク内格差是正のため、埼玉県が A ランクになって以降、初めて目安額よりも高い引き上げ額を答申し、10 月 1 日改定に間に合わせたことに対し、審議会委員及び事務局の努力をねぎらうものです。

しかし今回の引き上げ額 55 円は、この間の物価高騰で苦しむ最賃近傍で働く労働者の生計費原則の視点からは、十分に納得のできる引き上げ額ではないことから、以下の通り異議を申し出ます。

2. 異議の内容

労働者の生活の安定、及び東京との格差是正のため、生計費原則に基づいた賃金水準の確保を大前提に、今も続いている物価高騰に十分に対応でき、生活改善を図れる最低賃金額にすることを強く求めます。

3. 異議の理由

生計費原則に基づく必要額に近づけるべき

最低賃金は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第1条）ことを目的としています。現在の最低賃金は労働者の生活の安定を保障する水準には程遠いことは、私たちがこの間示してきた「最低生計費試算調査」の結果（時間額1580円・月173.8時間換算）との乖離の大きさはもとより、連合が示しているリビングウェッジにも全然届いていないことから明らかです。残念ながら上記の改定額では最低賃金に影響を受ける労働者の生活改善には全くつながらず、今回の答申結果として、東京都との最低賃金格差も 1 円しか縮まらないため、東京へ流出する労働力の抑止や人手不足の解消にもあまり期待できません。サービス業やケア労働の人手不足を認識していながら、本格的な格差是正の議論を進めない現状では、埼玉県内の労働力の東京への流出を止められないと考えます。

生計費原則に応える水準との乖離が大きいこと、東京との格差是正の姿勢が十分に示されず人材不足の改善への寄与に疑問が残ることから、今回の答申額に異議をとえ、さらに 1 円でも 2 円でも上乗せする改定額にすることを強く求めます。

以 上



2026 年 8 月 19 日

埼玉労働局長 田平 浩二 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和 8 年度埼玉県最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和 8 年 8 月 5 日に示された埼玉県最低賃金改正決定（答申）について、7 月に提出した意見書で示した考えに基づき、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

埼玉地方最低賃金審議会は令和 8 年度の最低賃金の改定決定について、令和 8 年 10 月 1 日より時間額を 55 円引き上げて 1,196 円とする答申を行いました。この改定額は、昨年の改定額より 8 円も低い上、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではありません。また、働き手の確保と地域経済の活性化という点においても不十分な額です。

一方で、中央最低賃金審議会が示した引き上げ目安額に対し、1 円とは言え、10 年ぶりとなる上乘せをおこなったことについては評価します。前述の意見書でも述べましたが、最低賃金は全国一律の額であるべきとの私どもの考えに照らし、とりわけ埼玉県においては東京都との賃金差を縮小していく必要があるとの考えに照らして、東京地方最低賃金審議会が答申した 54 円の引き上げ額を上回ったことは、賃金格差の是正につながるものと考えます。

ただし、審議会に 2 日ほど傍聴参加させていただきましたが、審議会での議論の中で、労働者が人間らしく暮らしていけるための最低賃金の水準がどうあるべきか、また、東京都の最低賃金との差を縮めていくべきかについて、十分な議論がされたのか、あるいは考えの一致点があったのかについては、審議会での議論の内容がよくわかりませんでした。来年以降の審議会では議論の内容がわかるよう専門部会の公開などの改善を求めます。

埼玉県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう令和 8 年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。また、次年度以降の埼玉地方最低賃金審議会での議論のあり方の改善について申し送り事項とすることの検討をお願いします。

以上

